3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県西村山郡大江町大字三郷字前山乙九八七、乙二〇九九の三、乙二〇九九の一三、乙二〇九九の一四、乙二一〇二の一（次の図に示す部分に限る。）、乙二一〇二の二から乙二一〇二の五まで、乙二一〇二の七、乙二一〇六、乙二一〇八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字前山乙二一〇二の五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　三重県尾鷲市賀田町字北山一二四八の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字北山一二四八の四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び尾鷲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

官庁報告

官庁事項

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

平成二十五年十一月十一日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長　原　一郎

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「瀬戸内海」　漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に定める瀬戸内海

(2)　「沿岸くろまぐろ漁業」　次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であって、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業

イ　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六条第三項に規定する定置漁業

ロ　法第六条第五項に規定する共同漁業

ハ　法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ニ　法第五十二条第一項に規定する指定漁業

ホ　法第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項に基づく特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業若しくは同条第三項に規定する届出漁業又は都道府県規則により都道府県知事の許可を受けて営む漁業

ヘ　法第六十六条第二項に規定する漁業

ト　法第六十七条第一項の規定に基づく指示により海区漁業調整委員会若しくは連合海区漁業調整委員会の承認又はこれら委員会への届出を要する漁業

2　届出

(1)　平成二十六年一月一日から平成二十六年三月三十一日の間に瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、平成二十五年十二月二十七日までに、あらかじめ瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

(2)　前号の届出は、別記様式第一号（漁業協同組合（以下「組合」という。）を経由する場合にあっては別記様式第二号）による届出書に、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十条による漁船原簿の謄本を添えて行うものとする。ただし、届出人が、当該届出に係る船舶について、同条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、届出に当たり、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。

(3)　第一号の規定による届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号により委員会に変更の届出をしなければならない。

(4)　前号に基づく変更の届出が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、漁船法第十条による漁船原簿の謄本を添えなければならない。ただし、届出人が、当該届出に係る船舶について、同条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、届出に当たり、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。

(5)　第一号又は第三号の届出は、届出人の住所の所在する府県ごとに、委員会事務局（以下「事務局」という。）である瀬戸内海漁業調整事務所に提出して行うものとする。

3　漁獲実績報告書

2の第一号又は第三号の届出をした者は、当該届出に係る漁業について、別記様式第四号（組合を経由して提出する場合にあっては別記様式第五号）による漁獲実績報告書を平成二十六年四月三十日までに事務局に提出しなければならない。

4　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十五年十二月一日から平成二十六年四月三十日までとする。

5　特例

(1)　委員会指示第二十号の2の第一号又は第二号に基づく届出は、この指示の2の第一号に基づく届出とみなす。

(2)　委員会指示第二十三号（以下「承認制指示」という。）の2の第一号又は3の第二号若しくは第四号の承認を受けた者については、この指示の定めにかかわらず、承認制指示の4に基づく漁獲実績報告書と併せ、同項に定める期限までにこの指示の3に規定する漁獲実績報告書を提出することができる。